消 防 調 署 一特別 北 出 委員会の 張 所 調 間 題 査結 果 報

告

の最終報告を行いましたので、その要旨を掲載いたします。 題調査特別委員会は、六月定例議会最終日の本会議で調査結果 平成十二年十二月二十日に設置された消防署(北出張所) 問

(設置目的

自治法第百条の規定に基づき設置 めの調査特別委員会として、地方 北出張所の開設を早期実現するた たは延期に至った原因を解明し、 消火対象危険地区の解消のた 消防署北出張所開設の中止ま

《調査の概要》

係者間の協議・会話内容、 北出張所用地の位置決定に至るま 識等について尋問、調査した。 起の情報源、 補佐の七人を証人として喚問し、 会議長)、春日市用地施設課課長 同組合議会議長(当時の春日市議 与(大野城市助役、 同組合副組合長(春日市長)、同参 防本部消防長、同本部総務課長 春日・大野城・那珂川消防組合消 回として、十回の委員会を開催し 平成十二年十二月二十日を第 同用地交渉の経過、関 議長権限に対する認 春日市助役)、 問題提

《各委員からの意見》

各委員から出された意見を集約

すると、

渉が順調すぎることを含み)、 領、関係者の働きかけの有無(交 定価格と提示価格は適切か ①北出張所用地の決定時期・要 鑑

②消防議会議長は

議長の言動は議長権限の逸

感じないのか。 出張所開設が遅れたことに責任を 立となったのではないか。また、 脱や執行権の妨害をしていないか。 協力態度を一転させ、交渉不成 議長の言動が地権者の好意

をしたのではないか。 議員に相談しなかったのか。 土地だから特にいかん」等の発言 したり、春日市の他の消防組合 関係者に「助役の兄さんの

ウ

なぜ消防組合議会の場で質

たのに、 平成十二年九月二十六日の消防組 合議会では場所は白紙と聞いてい ていないのではないか。(特に、 して用地決定の説明責任を果たし ③消防組合執行部は同議会に対 その当日に春日市に土地

疑義を持って行動している」こと 地権者が決定権を持つ春日市助役 の兄であること等) ④地権者は「議長が用地交渉に

をどのようにして知ったのか。 《委員会の判断》

判断は次のとおり。 ①については、平成十二年九月

り協力しましょう」と積極的に協 たことはある。 話はしていない。関係者の働きか 地権者には九月二十六日以前には にお世話になっていることでもあ については理解している。弟も市 も消防団員であったので消防行政 所で火災が多発しているし、自分 が狭いため除いた。地権者は「近 他に一カ所候補地があったが地積 されていない。科学的・合理的最 価格だと理解している。春日市と 士に依頼したものであり、正当な けは全くない。正規に不動産鑑定 力してくれたからである。また、 メートル以内にあり適地である。 適地である泉交差点から半径三百 二十六日の時点では用地の決定は して鑑定価格以下で土地を購入し

得が平成十二年度では不成功とな ŋ 意図は見られないものの、用地取 や執行権の妨害と確定する明確な ②については、議長権限の逸脱 北出張所の平成十四年四月開

筆測量、農地転用がなされている。 価格提示がないまま内諾を得て分 取得の協力要請がなされている。 ある。

以上の問題点に対する委員会の

動を伝えていた。 《結論》

設が不可能になったことも事実で

いか。 任の他に、混乱を防止し用地取得 明等の処置も必要だったのではな 消防組合議会等での質問・真相究 に伝わらず、他の議員との相談 あったとしても、その真意が正確 が整斉と進むよう考えての行動で 議長の意図は執行者側の説明青

特にいかん」等の発言そのもので られる。 何らかの発言はあったものと考え はないにしても、同趣旨にとれる 「助役の兄さんの土地だから、

あったほうがよかった。 めにも候補地決定後、情報提供が 定の権限を有する参与の兄の土地 の執行権の範囲であるが、用地決 でもあり、問題を生じさせないた ③については、 消防組合執行部

くすべき」との結論を得た。

消防組合参与(助役)が議長の行 ④については、地権者には弟の

的に考察した結果、 題点に対する委員会の判断を総合 地取得交渉に際し利益誘導その 以上の各委員からの意見や各問 今回の消防署 (北出張所)

他の不正は見当たらない。

一 本調査特別委員会の最終目的 は、春日・那珂川のいわゆる未 を進めることが重要である。 包含地区解消のための北出張所 早期開設であり、早急に手続

三.当委員会委員全員が北出張所 成であり、 た「下白水南三丁目五一」に賛 用地としてこれまで交渉してき 早期交渉実施を望ん

執行部と議会が協力して全力を尽 させ、北出張所の早期開設に向け として、「本消防署 問題調査特別委員会を早期に収束 ない。 あるかのごとき印象を与えかね あるいは議会内に対立や混乱が 共に市民のために全力を尽くす 特別委員会が長期にわたり続け べき責務を有している。当調査 春日市執行部も春日市議会も あたかも、市執行部と議会 (北出張所

間の信頼感の欠如であり、そのた 行部と市議会を代表する議長との 見として、今回の消防署(北出張 めに惹起したと推測される。 め意思の疎通が不十分となったた なお、調査事項に対する改善意 問題の根本的な原因は、 市執

特別委員会の調査はすべて終了し 員の承認を得た。これをもって本 全力を尽くすことを強く要望する。 して、春日市と春日市民のために を良くし、健全な相互関係を構築 は信頼関係を醸成し、意思の疎通 この教訓から、市執行部と議長 以上の報告を本会議で行い、全

用